

## 雨水浸透施設及び貯留施設の管理に関する協定書

野々市市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は雨水浸透施設及び貯留施設（以下「雨水浸透施設等」という。）について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、野々市市雨水浸透施設等設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水浸透施設等とする。

第2条 乙は、雨水浸透施設等の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水浸透施設等の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成后、施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいは施設の異常からその他のものに事故、問題等が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第5条 乙は、当該施設を原則10年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、その保全に努めなければならない。

2 乙が、雨水浸透施設等を廃止、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水浸透施設等を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届出るとともに、その第三者に対し、当該協定を遵守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙両者が協議し決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水浸透施設等を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 野々市市三納一丁目1番地

氏名 野々市市長 印

乙 住所(所在地) \_\_\_\_\_

(名 称)

氏名(代表者名) \_\_\_\_\_ 印